

頃日夜に入御用ト書付有之挑灯多く町中持歩行候由向後御用之外一切持あるき申間鋪候若自分用事等に御用挑灯爲持歩行候者有之候は、召捕吟味可有之候間此旨相心得町中不殘様可被申渡候、

提燈工

〔八水隨筆〕南郭先生小豆飯好物にて膳に向はれし所へ金華來られ何を食し給ふあづきめし也、足下の食の俗なる事と笑われしよし予思ふに金華先生鬼の首をてうちんの紋に付られしを徂徠先生の見給ひて金華が物すきの俗なると笑はれしと也尋常の人小豆めしを食し鬼の首を畫してうちんとばしたればとて俗中には目にも立まじけれども雅人の俗を弄ばるゝは却て雅のさたになるもあちなものなり、

〔明和新增京羽二重大全三〕諸職名匠

傘井挑燈師 今出川升形町 御用

一本仁兵衛

猪熊三條上ル町

桔梗や市郎兵衛

〔守貞漫稿六業〕挑灯張替

火袋ヲ携へ來テ應求テ即時記號等ヲ描キ桐油ヲヒキテ更之又大坂ニテハ詞ニ傘日ガサノツヅクリ雨障子天窓ノハリカエト呼來ルモアリ如詞應求補之ナリツマクリハ補フノ俗語傘日傘等全紙ヲ修補スルニ非ズ大小ノ破損ノミヲ修スルヲ專トス挑灯ハ三都トモニ全ク古火囊ヲ去テ新灯囊ニカエルナリ、

〔天保十一年武鑑〕御挑燈師

佐内丁境屋平兵衛

提燈價

〔三省錄後編五〕予或日小石川傳通院地内なる澤藏司稻荷の開帳古記錄を見しことあり此開帳は享保十九甲寅年の四月朔日より初りて同じく六月十一日までありしなり尤其ころの錢の價も今とは相違にて金一兩に付五貫二百文なり是も右記錄中に見ゆ其記に曰く○中略

一灯燈五柱 釘次五寸共 七夕七分五厘

一ぐわん八ツ 貳夕四分